

郡報



村倉謙吉
大竹福三郎殿

第四拾壹號

目次

一、利根郡々費補助規程	一
一、利根郡町村長會議ニ於ケル郡長ノ訓示並指示事項ノ大要	五
一、通俗教育揭示資料(九月分)	一三
一、利根郡貯金組合及貯金額調	一六
一、利根郡役所郡立農事講習所員貯金組台規約	一七
一、利根郡立農事講習所蚕種配付ニ關スル手續	一九
一、利根郡産牛馬畜産組合犢駒品評會規則	二二
一、養蠶組合ニ關スル調	二七
一、健康第一	二九
一、簡易生命保險案内	三三
一、群馬縣郵便貯金狀況	三九

郡報

第四拾壹號

利根郡令第三號

郡費補助規程左ノ通り相定ム

大正六年六月十八日

利根郡長

野中富三郎

○郡費補助規程

第一條 郡ノ公益上獎勵ヲ加フヘキ必要アリト認ムルモノニ對シテハ郡費豫算ノ範圍内ニ於テ本規程

ニ依リ補助スルコトアルヘシ

但別ニ規定アルモノハ該規程ニ依ル

第二條 補助ヲ受ケムトスル者ハ申請書ニ左ノ書類ヲ添付シ前年十一月二十日迄ニ郡長ニ差出スヘシ

一、當該年度ノ收支概算書(豫算ト同一ノ形式ニ依リタルモノ)

二、事業ノ計劃及其實行方法ノ説明書

三、規約、定款、會則其他事業經營ニ關スル重要ノ諸規程（前年度申請書ニ添付シタルモノト變更ナキモノハ添付ヲ要セス）

第三條 補助ヲ申請シタル者ニシテ當該年度ノ豫算ヲ定メタルトキハ直ニ之ヲ報告スヘシ前項豫算ニ變更ヲ生シタルトキハ亦同シ

第四條 郡長ハ第二條ノ補助ヲ申請シタル者ニ對シ其補助ヲ爲サントスル事業ノ狀態ヲ查覈シ補助金額ヲ記載シタル指令書ヲ交付ス必要ト認ムルトキハ補助金ノ用途ヲ指定シ又特ニ命令條件ヲ定ムルコトアルヘシ

第五條 補助金ハ一回若クハ數回ニ之ヲ交付ス前項一回ニ交付スルモノハ其年十月以降數回ニ交付スルモノニ對シテハ毎回ノ金額及期日ヲ指定ス

第六條 補助金ノ下付ヲ請ハントスルトキハ別紙様式ノ請求書ニ左記書類ヲ添付シ提出スヘシ

- 一、當該年度収支計算書（豫算ト同一ノ形式ニ依リ豫算額ノ下ニ收入支出額及殘額ヲ記入シ附記ニ於テ説明ヲ附スヘシ）
- 二、當該年度事業功程書（未執行事業アル場合ニ於テハ事業別ニ其ノ理由ヲ詳記シ尙執行スルヤ否ヤヲ明記スルヲ要ス）

第七條 郡長ニ於テ必要ト認ムルトキハ補助ヲ受ケタル者ノ業務並ニ會計ヲ檢查シ又ハ必要ナル書類ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ

第八條 補助ヲ受ケタル者ハ事業ノ成績書及收支決算書ヲ作り會計年度經過後四ヶ月以内ニ郡長ニ報告スヘシ

第九條 補助ヲ受ケタル者本規程ニ違背シ又ハ豫定ノ事業ヲ爲サズ若ハ豫算金額ヲ支出セサルトキハ補助ヲ取消シ若ハ補助金ヲ減額シ又ハ返納セシムルコトアルヘシ

附 則

本規程ハ大正七年度分ヨリ之ヲ施行ス

（様式）

一金 領 書

證 書

領何々ニ對スル大正何年度課費補助金（數回ニ交付ヲ受ケタルモノハ其同次）

大正何年何月何日第何號指令ニ對スル分

右御下附相成度請求候也

年 月 日
郡 長 殿

氏 名 印

○大正六年七月六日、七日ノ両日ニ亘リテ開カレタル利根郡町村長會議ニ於ケル同郡長ノ訓示要旨
並ニ指示事項中重ナルモノ左ノ如シ

○訓 示 要 旨

我帝國ハ世界ノ大戰ニ參加シテ既ニ三年ニ垂ムトスルモ帝國ノ地位上青島 役以來軍事的行動ノ外觀ニ顯著ナルモノナキヲ以テ世人動モスレハ此大戰ニ參加シツヽアルヲ忘却スルカ如キ憾ナキニアラス却テ之カ戰亂ノ影響ヲ受ケ經濟界ノ好況ナルニ伴ヒ物價ト勞銀トノ騰貴ヲ來シ從テ各自生活ヲ向上シ奢侈ノ弊風ヲ滋生スルカ如キ傾向アルハ戰後經營ト洵ニ寒心ニ堪ヘサハ所ナリ

然ルニ交戰與國ノ情態如何ヲ顧ミルニ國民擧フ干戈ノ把リ死生ヲ鋒鏑ノ間ニ爭フノ秋ニ於テ尙且靜カニ戰後ノ趨勢ヲ想察シ將來ノ經營ニ努力シツヽアリ我國民タルモノ須ラク茲ニ鑑ミル所アリテ互ニ浮華驕情ノ弊風ヲ嚴飾シ勤勉能ク蓄ヘ儉素用ヲ節シ一朝財界ノ變動ニ遭逢スルニ尙恒産アルノ國民トナリ以テ戰後ニ處スルノ覺悟ナカルヘカラス各位深ク此点ニ留意シ一般國民ノ自覺ヲ促スニ努メ常ニ機宜ノ措置ヲ愆フサラムコトヲ要ス尙此際特ニ各位ノ留意ヲ望ム事項ニ付テ述ヘム

- 一、指導獎勵ニ就テノ注意
- 二、自治行政不振ニ就テノ注意
- 三、行政機關相互ノ連絡上ニ就テノ希望

一、貯蓄獎勵ニ關スル件

近時經濟界好景氣ノ爲メ上下奢侈浪費ノ風漸ク滋ク勤儉ノ美風地ヲ拂ハントスル風潮ナキニ非ス而シテ經濟界ノ好況ハ全ク一時ノ變体现象ナルカ故ニ一時ノ好調ヲ謳歌シ永遠ノ計ヲ忘却スルカ如キコトアランカ禍根ヲ將來ニ貽シ他日不測ノ事アルニ際會セハ惶惑再ビ策ノ施スヘキヲ知ラサルニ至ルヘシ茲ニ於テカ曩ニ四大臣ノ訓示アリ又五月十五日日本縣知事ヨリ告諭セラレタル皆勤儉質素ノ美風ヲ助長シ寸毫ノ微ト雖忽ニセス之ヲ貯蓄シテ他日ノ備ヘトナサシメントノ意ニ外ナラス各位深ク思フ蓋ニ致シ之カ獎勵方法ニ就テハ地方ノ情況ニ應ジ此際學校教員神宮僧侶等ト協議又ハ懇談ヲ遂ケ之カ獎勵ニ尽瘁セシムルノ方法ヲ講セラルヘキハ勿論尙大体左記要領ニ依リ指導獎勵ヲ加ヘ實績ヲ舉ゲムコトヲ期セラルヘシ

一、貯蓄心ノ養成

家庭ニ於テ簡單ナル家計簿ヲ備付セシメ日々ノ收支ヲ記帳セシムルニキハ收支關係ヲ明瞭ニスルノ習慣ヲ養フト共ニ其向貯蓄ノ必要ナルコトヲ了得セシムルノ利益アルヲ以テ毎戸之ヲ使用スル様勵獎ニ努ムルコト

二、講演會ノ開催

勤儉貯蓄ノ思想ヲ鼓吹スルニ就テハ機會アル毎ニ講演會ヲ開催スルコト、シ青年會婦女會在郷軍人分會同窓會等各種ノ會合アル場合ハ可成之ヲ利用シテ講演スルコト而シテ講演者トシテハ地方官公吏ハ勿論郵便局長教育實業家等之ニ當ルコト、シ是等會合ノ場合ニハ必ス三日前迄ニ即ニ報告シ又故寄郵便局ニモ通達スルコト 尙勤儉貯蓄思想ノ根本的注入ハ婦女子ニ對シテ行フ方一層効果アリト認ムルヲ以テ講演會ノ聽講者選擇ノ場合ニ當リテモ此点ニ留意スルコト

三、公私團體ニ對スル獎勵

役場學校會社工場青年會在郷軍人會各種組合團體等ニ於テ未タ規約貯蓄其他ノ方法ニ依リ貯蓄組合ノ組織アラサル向ハ此際之ヲ組織シ又ハ組織セシムルコト而シテ其方法ハ容易ニ排戻ヲ爲サザル様規約ヲ作ルヲ必要ト認ム

四、個人ニ對スル獎勵

町村役場ニ於テハ區長伍長組長等ヲ招集シテ可成自村ニ於ケル産業及經濟上ノ各種ノ趨勢ヲ示シテ其現況ヲ了得セシメ以テ貯蓄ノ必要アル所以ヲ徹底セシムルト共ニ貯金會規約貯金組合等ヲ組織セシメ其實行ヲ期セシムルコト

一、令達周知ニ關スル件

官廳其他ヨリ訓示又ハ指示セラレタル事項或ハ法規訓令等ノ如キハ常ニ之レカ趣意ヲ充分周知シ徹

庶セシムルハ最緊要ノ事ニシテ之即チ地方ヲ開發シ民福ヲ圖リ産業ニ教育ニ衛生等ニ改善進歩ヲ來ス
ノ所以ナリ然ルニ從來ノ例ニ徵スルニ一片ノ形式ニ依リ傳達セラレ或ハ其ノ甚敷ニ至リテハ部民ニ周
知セザルモノアリテ全ク實行ノ如何ヲ顧慮セサルモノナキヲ保シ難シ之レ甚遺憾トスル所ニシテ斯ノ
如クンハ法規通達ノ趣意ハ空文ニ終リ地方開發ハ得テ望ムヘカラサルモノナリ各位宜シク部下吏員ヲ
督勵シ普及徹底ヲ圖リ自ラ他ノ儀表トナリテ部民ヲ指導誘掖シ以テ遺憾ナキヲ期セラルヘシ

一、耕地耕理事業獎勵ニ關スル件

近時中央及地方共ニ資金供給潤澤ニシテ米麥ノ價格モ今ヤ漸ク順潮ニ向ハムトスルノ時ナルヲ以テ
此際本事業施行ノ好時機ナルヲ認メテ縣ハ曩ニ耕地整理獎勵規則ヲ改正シ大正五年度ヨリ開墾地目
變換等ノ爲新ニ灌溉ノ設備ヲ爲シタルモノニ對シテハ普通工率ニ對スル補助率ノ倍額以內ヲ補助スル
ノ方針ト爲シタルニ依リ各位ハ整理施行ヲ要スル箇所ニ對シテハ此際相當勸奨ヲ爲シ實行方法ヲ講セ
ラレンコトヲ望ム

二、町村經濟調査ニ關スル件

本件ニ關シテハ從來指示セルコトアルカ如ク其地方諸般ノ趨勢ヲ調査シ其現況ヲ明ニシ以テ住民ノ
覺醒自奮ヲ促カシ眞ニ自覺セル住民ノ共同ニ依リテ他方自治ノ堅實ナル發達ヲ遂ケシメントスル基本
調査ヲ爲スモノニシテ其切要ナルコト論ナク只一日モ速ニ之レカ實行ニ着手セラレ其ノ結果ニ基キ町

村適切ナル方針ヲ定メテ着々助長改善ノ實蹟ヲ舉クル様今ヨリ相當計畫ヲ樹テラルヘク尙既ニ調査ヲ
完了セシ町村ニアリテハ夫々之レカ實行方法ヲ講シツ、アリト雖特ニ其實行ノ確實ナラムコトヲ期シ
苟モ龍頭蛇尾ノ謗ヲ受クルカ如キコトナキ様十分留意セラルヘシ

一、統計事務ノ改善ニ關スル件

統計事務ノ改善ニ關シテハ從來屢々指示セル所ニシテ近時其成績良好ニ向ヒツ、アリト雖之ヲ仔細
ニ觀察スルトキハ往々ニシテ疎漏杜撰ノ事實ヲ認ムルコトアリ之レ畢竟スルニ町村ニ於テ單位調査ノ
任ニ當ル町村統計調査委員ニ其人ヲ得サルト統計調査ノ本旨ヲ徹底セシメ其忽ニスヘカラサル所以ヲ
一般住民ニ知悉セシムルニ至ラサル爲ナリト思惟ス

各位ハ宜敷町村ノ情勢ニ鑑ミ左記事項ニ付キ適切ナル方法ヲ講シ一日モ早く統計事務ノ刷新向上ヲ
期セラルヘシ

- 1 統計調査委員ノ人選及待遇ニ關スル件
- 2 統計調査委員會開催ニ關スル件
- 3 統計調査ノ趣旨ノ徹底方法ニ關スル件
- 4 統計ニ關スル基本調査ニ關スル件
- 5 統計調査ノ結果公表及興味ノ喚起ニ關スル件

一、壯丁ノ素質及衛生ニ關スル件

堅實ナル精神ト强健ナル体力トハ壯丁ノ素質ニ於テ最肝要トス然ルニ近時壯丁ノ体力ハ尙向上ノ傾向ヲ認メ難ク本郡ニ於ケル本年ノ徴兵検査ノ結果ヲ見ルニ平均身長五尺一寸八分二厘ニシテ前年ニ比シ貳厘ヲ増シタリト雖五尺以下ノモノ百分ノ一六、四ニシテ前年ニ比シ三、四ヲ増シ平均体重亦十三貫六百四十八匁ニシテ前年ニ比シ六十四匁ヲ減シ從テ体格等位ニ於テ丙種以下百分ノ三〇、一ニ達シ前年ノ二〇、五ニ比シ甚敷不良ノ成績ヲ示スニ至レリ又社會ノ風潮ハ一般壯丁ノ實質ナル精神ヲ傷フノ虞ナシトセス各位ハ將來一層茲ニ留意セラレ實質剛健ノ精神ト優良强健ノ体力トヲ養成シ國軍ノ能力ヲ増進セシムルコトニ努力セラルヘシ

トラホーム及花柳病ハ逐年減少シツ、アリト雖尙之レカ爲ニ現役トシテ徵集スルコト能ハサルモノ又ハ入營前ニ於テ是等ノ疾病ニ罹リ數育ニ支障ヲ來スモノ少ナカラス各位ハ一層是等疾病ノ豫防及治療上ニ留意スルト共ニ國民衛生思想ノ向上及青年風紀ノ緊縮ヲ圖ルヘシ

一、陸地測量標ノ保護ニ關スル件

陸地測量部ニ於テ建設シタル測量標ノ保護ニ關シテハ從來屢々通牒シタル處ナルモ尙之ヲ毀損スルモノ尠カラス依テ今回陸地測量部ニ於テハ之ニ關スル一冊子ヲ編纂シ町村役場關係警察署等ニ配付シ一層其ノ保護ノ注意ヲ喚起セシメントスル趣ニ付各位ハ之レカ建造物ノ目的ヲ一般ニ知悉セシメ保

護ニ關シ十分配意セラルヘシ

一、縣稅滯納爲正ニ關スル件

徵稅上最恐ルヘキモノハ滯納ノ弊風ニシテ之ヲ一掃スルハ誠ニ容易ノ事ニアラス曩ニ徵稅事務ニ關スル件ヲ指示セシヲ以テ各位ハ常ニ納稅改善ノ努力セラレ各町村ニ於ケル納稅ノ成績ハ今ヤ着々改善ノ機運ニ向ヒツ、アリト雖既往ノ成績ヲ觀ルニ其ノ多數ハ優良ナル成績ヲ擧ケ來レルニ僅々數町村ノ成績不良ナルカ爲メニ著ク本郡ノ成績ヲシテ不良ニ終ラシメ隨テ縣内ノ末位ニ在ルノ狀態ヲ示スニ至ル是レ頗ル遺憾トスル處ナリ抑滯納ノ原因ニ付テハ主トシテ納稅者ノ納稅ヲ輕視スルニ基クモノナルモ又一面ニ於テハ町村ニ於ケル滯納爲正上ニ關スル畫策努力ノ充分ナラサルナキヤ疑ハル、ニヨリ成績不良ナル町村ニ在リテハ現ニ納稅組合又ハ納稅獎勵規定ヲ設置シアルモノニ對シテハ益之カ活動ヲ督勵勸獎スヘキハ勿論未タ其ノ施設ナキモノニ對シテハ設置ヲ勸誘シ尙一般納稅者ニ對シテハ納期限表又ハ納稅袋ノ配付又ハ講話等ニ依リ納稅思想ノ涵養ニ努力スル等適切ナル方法ヲ講シ滯納ノ弊風ヲ根絶スルコトヲ期セラルヘシ

一、防疫ニ關スル件

種痘法ハ明治七年以來ノ施行ニ係リ而モ其方法又簡易ナルニ拘ラス定期種痘ニ漏ル、者年々増加スルニ至ル是レ町村ニ於ケル防疫思想ノ薄弱ナルヲ種痘名簿調製ノ粗漏ナルニ基因ス最近前橋市ニ發生

シタル患者ノ如キ未種痘者ニシテ尙其ノ家族中未種痘者アリト聞ク此等ニ就キ尙一層種痘ノ忽ニスヘカラサルヲ知ル此際各位ハ種痘勵行ニ關シ一段ノ努力ヲ以テ公種痘脱漏者アル場合ハ私種痘ヲ行ハシムル等極力注意セラレヘク尙虎列刺ベストノ如キ一時終熄セシ狀況ヲ呈スト雖何時侵入殺到スルヲ保シ難シ殊ニ本郡ノ如キ暑季ニ於テ多數繭絲商人ノ出入頻繁ナルニ於テハ之ヲ豫防上周到ナル注意ヲ要ス其外赤痢腸室扶斯「バラチブス」等ニ就テハ年々多數患者ノ發生ヲ見サルナク本年モ既ニ流行季ニ迫リタレハ各位ハ常ニ防疫上留意警戒ヲ怠ラサルヘク若シ不幸ニシテ一名ノ患者發生セハ渾滯ナク蔓延防止ノアラユル方法ヲ講シ些ノ遺策ナキヲ期セラレヘシ

一、肺結核豫防ニ關スル件

本郡肺結核蔓延ノ趨勢ニ就テハ實ニ各縣下各郡中ノ第一位ニアリ寔ニ寒心スヘキモノアリ殊ニ下層ノ家庭ニ一旦本病ノ浸入スルトキハ忽チ病毒全家ニ瀰蔓シ慘害ノ窮極スル所ナキニ至ルハ屢々目撃スル所ナリ故ニ今ニシテ之カ豫防撲滅ノ方法ヲ画策スルニアラスムハ保健上大ナル障礙ヲ招致スヘキヤ明ナリ依テ町村ニ於テ本病豫防ノ一策トシテ常時ニ於ケル患者病室ノ消毒死亡後ノ寢具衣服其ノ他患者使用物件ノ消毒貧困患者ニ於ケル消毒藥無償交付ノ方法其他必要ナル事項ニ就キ相當施設ヲ画ヲ爲シテ本病豫防ノ一助ヲラシムコトヲ望ム

◎通俗教育揭示資料

(九月分)

〇二百十日

(九月一日揭示)

立春からかそへて、二百十日目にあたる日を二百十日といつて、農家はこの日を厄日として恐れてゐる。これは丁度その頃は夏から秋に氣候の變はる時であるから、大風が吹いたり、大雨が降つたりする。又は稻の穂が出て、花の咲いてゐる季節であるから、萬一大あらしでもあれば米がとれなくなるからである。

(傳説)

今より凡二百五十年前天文に精しき安川算哲といふ人が、學理と實地經驗とより、年々二百十日の頃を期し、暴風雨襲來することを確め、時の朝廷に言上して、曆日の中に二百十日の季節を記入するに至れりといふ。

○ツエツペリンの爆彈の威力

(九月六日揭示)

ツエツペリン飛行船が投げ落す爆彈の威力は、實に豫想以外である。其實見者の談によると、ロンドンの某小公園の中央に落ちた時は、二間四方深さ二丈餘の大穴があき、數十間はなれてゐる五層樓

最上層の窓硝子が粉々になり、花崗石の壁には直徑一寸位の穴が數限りなく明いてゐたといふことである。

○育兒九戒

(九月十二日揭示)

内務省では育兒上の參考の爲めに佛國リオン市結核病治療院の幼兒養育の注意書ともいふべきものを譯して今回各地方に送付した。

特に參考となるべきものを次に擧ぐ

- 一、母乳哺育は生後八ヶ月迄の幼兒に相當なること
- 一、生後一ヶ年以上母乳哺育を爲すは宜しからず
- 一、母子寢床はなる丈別にする
- 一、乳兒に普通食物を與ふる前には必ず牛乳或は間食少量を與へよ
- 一、泣きでも定刻以前に乳を與ふる勿れ
- 一、乳瓶の管を長くせざること
- 一、生後六ヶ月間は座せしむる勿れ
- 一、外出の時の厚着は有害
- 一、齒磨きを翻ふる勿れ

○曆日上の彼岸

(九月二十日揭示)

春分、秋分の日を中日として、前後三日づつ、七日の間を彼岸といふ。其の初の日を彼岸の入といひ、終りの日を彼岸の明といふ。太陽曆にていへば、春は三月、秋は九月にありて、春は冬至と夏至との中央、秋は夏至と冬至との中央に方れり。春の中日を春季皇靈祭、秋の中日を秋季皇靈祭といふ而して此兩日は寒暑の變り目に當り、晝夜の時間は全く半分す。

此日、宮中にて歴代の皇靈を祀り給ひ。嚴なる御儀式あり。且當日は刑の執行を止めらる。

○梅干の効能

(九月二十六日揭示)

梅干の中にある酸類は、胃の中の食へた物の腐敗を防ぐ効がある。夏時毎朝之れを茶に入れて飲むと、食あたり水あたりなどは一切ない。また食後に梅干を食ふと殺菌力が強いかからチブヌ、セキリなどの傳染病の微菌を殺してしまふ。尚ほ梅干は興奮性の成分をもつて居るから、腦貧血を起して倒れたやうな時には茶碗へ沸騰した番茶を入れ、其の中に梅干を四つ五つ入れて、箸てよくその肉をつきくだいて酸汁を飲ませると蘇生する。

貯金組合及貯金額

大正六年五月一日現在

町村名	組合數	組合員數	貯金額	一組合ニ對スル貯金額	組合員一人ニ對スル貯金額
沼田町	一	一五	一、二六四、三七九	一、二六四、三七九	八、三〇九
利南村	九	四三三	七、六五六、一三三	八五〇、六八〇	一八、一四六
白澤村	六	二二六	三、五〇六、五九五	五八四、四三三	一四、八九八
東村	八	四二二	四、七四六、〇〇〇	五九三、二五〇	一、五二九
片品村	二	四六	四三、五三〇	二二、七六五	九、二〇七
川場村	三	二八八	一、四七六、五一九	四九二、一七三	五、二二六
池田村	六	一六七	七、〇八八、二六九	一、一八一、三七八	四二、四四四
薄根村	六	七〇四	一〇、九八二、七六四	一、八二〇、四六〇	一五、六〇〇
古馬牧村	一	七五	二五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	三、三三三
水上村	一〇	五九三	三、五〇六、一五六	三五〇、六一五	五、九二二
桃野村	六	三七八	二、一九二、〇二七	三六五、三四三	五、七九八

新設村	川田村	久呂保村	糸之瀬村	赤城根村	計
三〇	七	五	一四	八	三三
九四〇	二二五	八三八	二二〇	九三	五、六三三
一三、八五五、九八四	二、五二二、二二五	五、〇一五、〇一七	一、八六九、八三〇	五五六、七〇五	六、八六三、二三三
四六一、八六六	三六〇、一七五	一、〇〇〇、〇〇〇	一三三、五五九	七、〇八八	五四八、〇五八
一、七〇七	一一、七二六	五、九八四	八、四九九	六〇九	一一、八四八

◎利根郡役所員及郡立農事講習所職員ハ今回申合セノ上左ノ如ク貯金組合ヲ設ケ規約貯金ヲ行ヒツ、アヲ

◎利根郡役所郡立農事講習所員貯金組合規約

第一條 利根郡役所郡立農事講習所ニ奉職スル官吏員給仕小使等ハ本規約ニ依ル貯金組合員タルヘキモノトス

第二條 本組合ニ組合長幹事各壹名ヲ置キ組合長ハ郡長ヲ以テ幹事ハ第二課長ヲ以テス

第三條 組合員ハ毎月俸給月額百分ノ二以上ノ貯金ヲナスヘキモノトス 但國費縣費郡費及其他私設

團體ヨリ各別ニ俸給又ハ手當ヲ受タル者ハ之ヲ合算シタルモノヲ以テ俸給額ト見做ス
前項ニ依ル貯金額ハ之ヲ幹事ニ申出ツルモノトス

第四條 貯金ハ一人毎ニ區別シテ利根貯蓄銀行ニ預入レ各自記名ノ通帳ハ幹事之ヲ保管ス幹事ハ毎月
一回各自ノ預金通帳ヲ本人ノ閱覽ニ供スルモノトス 但シ臨時ニ通帳ノ閱覽ヲ爲サントスル者ハ其
旨幹事ニ申出ツヘシ

第五條 貯金ハ毎月俸給支給ノ定日幹事ニ於テ各自ノ受クヘキ俸給中ヨリ之ヲ控除スルモノトス
前項ニ依リ控除シタル現金ハ幹事ニ於テ直ニ預入ノ手續ヲ爲スヘシ

第六條 貯金ハ組合長ノ承認ヲ經ルニアラサレハ之ヲ拂戻スコトヲ得ス

附 則

本規約ハ大正六年七月ヨリ之ヲ施行ス

從來申台セニ依リ貯蓄シタルモノハ本規約ニ依リ蓄積シタルモノト見做ス

右規約ヲ締結シ相違ナキコトヲ証スル爲メ茲ニ署名捺印ス

大正六年七月一日

◎利根郡立農學講習所ニ於テ製造ノ蚕種ニ剩除ヲ生スルヲ以テ試験ノ爲メ郡内希望ノ養蚕者ニ實
費配付ヲ行フコト、ナリ今回之カ蠶種配付ニ關スル手續ヲ左ノ如ク定メタリ

一、蠶種配布ニ關スル取扱手續

第一條 郡立農學講習所製造ノ蠶種ヲ試験ノ爲メ郡内志望養蚕者ニ實費ヲ以テ配付ス

但シ小數製造シタル交雜種或ハ新品種等ニアリテハ郡内熱心ナル養蠶者ニ依リテ飼育セシムルコト
アルヘシ

第二條 配付ヲ乞ハントスル者ハ蠶種ノ種類及數量等ヲ第一號様式ニ依リ町村役場ヲ經テ毎年七月三
十一日限り郡長ニ願出ツヘシ

第三條 配付スヘキ蠶種ハ請求者一人二種ヲ限り一種ニ付百四十蛾以内トス

第四條 蠶種ノ配付ハ出願ノ順序ニヨリ之ヲ定メ配付ヲナスコト能ハサルモノニアリテハ八月三十日
迄ニ其旨ヲ通知ス

第五條 蚕種ノ配付ヲ受ケタルモノハ飼育成績ヲ其年九月三十日限り第二號様式ニヨリ郡長ニ報告ス
ルモノトス

第六條 前條ノ義務ヲ履行セサルモノニハ爾後三ケ年間蚕種ノ配付ヲナサス

第一號樣式

蠶種配付願

一、種類

一、蛾數

右配付相成度此段相願候也

年月日

町村大字番地

姓名 名印

利根郡長殿

第二號樣式

飼育成績報告

一、種類

何々

一、掃立蟻量

何々何分

一、掃立月日

月日

一、上簇月日

月日

一、總收繭高

何貫匁

内譯

上繭

全

中繭

全

玉繭

全

下繭

全

備考 催青ヨリ發生迄ノ狀況及蚕兒ノ經過他種トノ比較等詳細ニ記スル事

年月日

町村大字番地

姓名 名印

利根郡長宛

大正六年度ニ於ケル蚕種配付ノ種類

(春蚕種)

1 國蠶黃繭歐種五號 交配黃繭種

2 國蠶白繭支那種五號 交配白繭種

3 群原歐種黃蘭 四號 交配黃蘭種

4 群原白蘭支那 九號 交配黃蘭種

5 國産白蘭支那種 交配白蘭種

○利根郡產牛馬畜産組合ニテハ本年度ニ於テ贖駒ノ品評會ヲ開催スルコトナリ今回之レカ品評會ニ關スル規則ヲ左ノ如ク定メタリ

利根郡產牛馬畜産組合贖駒品評會規則

第一條 本會ハ利根郡產牛馬畜産組合ノ主催トシ大正六年十月十五日ヨリ十六日迄二日間利根郡沼田町ニ於テ開催ス

第二條 本會ハ優良贖駒ノ生産ヲ獎勵スルヲ目的トス

第三條 本會事務所ヲ本組合事務所内ニ置キ開催當日ニ限り會場内ニ置ク

第四條 本會ノ出陳人ハ本組合員トシ同種族ノ出陳ハ二頭ヲ超ユルコトヲ得ス

第五條 本會ノ出陳ハ左ノ制限ニ依ルヘシ

一、出陳人ノ生産シタルモノ若ハ本縣内ニ生産セルモノニシテ出陳人ニ於テ六十日以上飼養シタルモノ

第六條 畜産改良上參考トナルリ有益ト認ムルモノハ前二條ノ規程ニ依ラヌ參考品トシテ出陳スルコトヲ得

第七條 本會ニ出陳セントスルモノハ別紙書式ニ依リ大正六年九月二十五日迄ニ出陳申込書ヲ本會事務所ニ差出スヘシ

第八條 出陳申込者ニシテ豫定數ヲ超過シタルトキハ豫選ヲ行ヒ之ヲ決定ス

第九條 前條ニ依ル豫選及決定等ニ付テハ本會ヨリ通知ス

第十條 出陳ヲ許可セラレタルトキハ出陳人ニ於テ開會當日午前八時迄ニ會場ニ牽入レ閉會後牽出スヘシ

第十一條 出陳中ノ飼養管理ハ總テ出陳者ノ負担トス

但シ必要ト認メタルトキハ一日一頭ニ對シ金拾五錢以内ヲ補助スルコトアルヘシ

第十二條 出陳物ハ本會ニ於テ相當保護ヲ爲スト雖不可抗力ニ依ル損害ハ其ノ責ニ任セス

第十三條 出陳物ニシテ疾病惡癖其他ノ事故ニ依リ他ニ危害ヲ及ホスヘキ虞アリト認ムルモノアルトキハ出陳ヲ拒絶シ又ハ會場外ニ牽出セシムルコトアルヘシ

第十四條 出陳物ハ参考品ヲ除キ總テ審査スルモノトス

第十五條 審査ノ結果優等ノ出陳犢駒ニ對シテハ壹等ヨリ四等ニ分チ褒賞ノ授與ヲ本縣產牛馬畜産組

合聯合會長ニ請フモノトス

第十六條 同一人ニシテ同種族ノ出陳ヲナシタル場合ニ於テ貳個以上ノ褒賞ニ當ルトキハ其ノ賞品ハ

最高ノモノニ之ヲ與フ

第十七條 出陳人ハ審査ヲ辞シ又ハ之ヲ拒ミ若ハ審査ノ決定ニ對シ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第十八條 褒賞授與式ハ十月十六日之ヲ行フ

第十九條 開會中公衆ノ觀覽時限ハ毎日午前九時ヨリ午後四時迄トス但シ時宜ニ依リ時間ヲ伸縮又ハ

入場ヲ謝絶スルコトアルヘシ

第二十條 瘋癲醉狂其他場内ノ取締ニ付妨害ノ虞アリト認ムルモノハ入場ヲ拒絕シ或ハ退出セシムル

コトアルヘシ

第二十一條 觀覽人ハ出陳者ノ承認ヲ得ルニアラザレバ出陳物ニ觸ルコトヲ得ス

第二十二條 大ナル荷物ヲ携帶シ若ハ出陳ニアラサル畜類ヲ牽キテ入場スルコトヲ得ス

第二十三條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 壹名

審査長 壹名

審査員 若干名

事務員 若干名

第二十四條 會長ハ本組會長ヲ以テ之ニ充テ本會一切ノ事務ヲ統理ス會長事故アルトキハ事務員之ヲ

代理ス

第二十五條 審査長ハ本縣產牛馬畜産組聯合會ヨリ派遣ヲ請フモノトス審査長ハ審査ニ關スル一切

ノ事務ヲ統理ス

第二十六條 審査員ハ審査長ノ推舉ニ依リ會長之ヲ囑托シ審査長ノ指揮ヲ受ケ審査ニ從事ス

第二十七條 事務員ハ會長之ヲ囑托シ會長ノ指揮ヲ受ケ事務ニ從事ス

第二十八條 本規則以外臨時ニ生シタル事件ハ會長之ヲ決ス

(書式)

出陳申込書 (用紙半紙)

利根郡

村大字

番地

出陳人

何

某

種	類	名	稱	牝	牡	生	年	月	日	血	統	毛	色	產	地
										母	父	種	號	種	號

右貴組合積駒品評會へ出陳致度此段申込候也

大正六年九月 日

右

何 某印

利根郡産牛馬畜産組合主催
積駒品評會長野中富三郎殿

◎養蠶組合ニ關スル調

(大正六年六月調査)

組	合	名	稱	位	置	組	長	組合	組合	技	術	員	設立								
								員	數	術	氏	名	年								
上	沼	須	養	蠶	組合	利	雨	村	大	春	蠶	齋	藤	虎	九	郎	一〇〇	大正	六年	三月	
東	村	養	蠶	組合	東	大	字	平	川	春	蠶	三	浦	季	久	一〇〇	全				
片	品	養	蠶	組合	片	大	字	下	平	秋	蠶	三	浦	靜	一	一〇〇	〇	大正	五年	三月	
川	場	村	養	蠶	組合	川	大	字	中	主	ト	シ	宮	出	榮	藏	一〇〇	〇	全		
薄	根	中	央	養	蠶	薄	大	字	善	春	蠶	松	井	伊	之	吉	一五〇	〇	大正	六年	三月
水	上	養	蠶	組合	水	大	字	上	村	春	蠶	阿	部	道	之	助	一六〇	〇	大正	五年	三月
小	川	養	蠶	組合	桃	大	字	小	川	常	設	阿	部	權	十	郎	二〇〇	〇	大正	六年	三月
月	夜	野	養	蠶	組合	月	大	字	夜	常	設	後	閑	祐	次	四五	全				
中	村	養	蠶	組合	全	大	字	下	津	春	蠶	高	橋	傳	吉	一三〇	〇	全			
成	申	徳	養	蠶	組合	新	大	字	東	春	蠶	本	多	平	五	郎	三	〇	大正	六年	三月
社	附	属	養	蠶	組合	東	大	字	須	秋	蠶	原	澤	太	三	郎	五〇	〇	大正	六年	三月
布	施	養	蠶	組合	全	大	字	施	春	蠶	及	細	井	育	造	一六	五	全			
須	川	養	蠶	組合	須	大	字	須	春	蠶	及	細	井	育	造	一六	五	全			

上川田	南川田	北川田	森下	系之瀬	生越	高平	生枝	岩室	尾合	平出	上古語父	下古語父
養蠶組合	養蠶組合	養蠶組合	養蠶組合	養蠶組合	養蠶組合	養蠶組合	養蠶組合	養蠶組合	養蠶組合	養蠶組合	養蠶組合	養蠶組合
川田村大字	川田村大字	川田村大字	久呂保村大字	系之瀬村大字	赤城根村大字	白薄村大字	生枝大字	岩室大字	尾合大字	平出大字	上古語父大字	下古語父大字
大竹	大竹	大竹	中島	加藤	林	樋口	中村	中村	小林	小野	増山	山口
嘉門	嘉門	嘉門	榮作	善平	善十郎	隼之助	鍋藏	紋作	後六郎	雅十郎	武市	義三郎
二四	二四	二四	三八	六三	三五	二五	二四	一三	三五	二六	二二	一四
大字上川	大字上川	大字上川	大字系井	大字系井	大字生越	大字高平	大字生枝	大字岩室	大字尾合	大字平出	大字上古	大字下古
春蠶	春蠶	春蠶	春蠶	春蠶	春蠶	春蠶	春蠶	春蠶	春蠶	春蠶	春蠶	春蠶
峯岸久三郎	大竹 仰助	福島 平治	竹内 雲井	野村 喜藏	林 貞次郎	補助員二名						
一〇〇	二五〇	一〇〇	六〇	一〇〇	二五〇	一五〇						
全	全	全	大正五年三月	全	大正六年三月	大正三年三月						

備考 白薄村各大字ニ設置シタル蠶業組合ニ在リテハ特ニ指導ヲ雇ヘル、コトナク其ノ区域内ノ先輩之カ指導ニ當ルモノニシテ外ニ村農習技小學校農專科指導ノ巡回指導ヲ受ケツ、アリ

◎健康第一 (逓信省編)

○夏向の衛生

●皆様身體の壯健である事は無上の幸福であります、幾程巨萬の富があつても病身では、此の世に生れて来た甲斐がありません。

●そこで身體を壯健にするには、衛生の心得が肝要であります、即ち

▲規則正しく生活すること。朝は早く起き、夜は早く寝て、規則正しく元氣よく、活動することが大切であります。

▲清潔を保つこと。身體や衣服は勿論、住居も常に清潔にし、寢室や寢具は日中よく日光に當てる様にせねばなりません。

▲飲食物の注意。平素に於ても大切な事でありますが、殊に夏季は凡ての食物が腐敗し易いものがありますから、臭気があつたり、又は味の變つた様なものは食べぬ様にせねばなりません。不熟の果物は有害でありますから、決して食べてはなりません。

「ラムネ」「サキダー」蜜柑水等は飲む前によく注意して見る事が大切であります、若し濁つたり又は沈澱が出来たりして居たら、夫は大抵腐敗したものでありますから、決して飲んでほなりません。

せん。

総じて新鮮の物でも、過度に飲食すれば、腸胃を害し、腹痛、下痢等を引き、夫に續いて恐るべき傳染病を起すことがありますから、常に暴飲暴食を慎まねばなりません。

▲寒冒に罹らぬ様にする。寒冒は萬病の基と申しまして、寒冒から種々の疾病を誘發することがありますから、寒冒に罹らぬ様に注意することが大切であります。

夏向は寝冷え易く殊に下腹を冷すと、腸胃の疾病を誘發しますから、寝る時は下腹に「フランネル」か又は其他の布片を巻く様にすれば、最も安全であります。

●夏季になると種々の傳染病が流行しますから、其豫防に注意せねばなりません。即ち

▲傳染病患者に近寄らぬこと。傳染病は如何にして傳染するかと申しますに、多くは其疾病にそれ／＼特有の微菌が居りまして、夫れが人の体内に侵入する爲めに發病するのであります、其故第一に傳染病患者に接近せぬ様にせねばなりません。

▲飲料水に注意すること。傳染病は飲料水から傳染することがありますから、傳染病流行の際には生水を用ゐず、一旦煮沸したものをを用ゐることが肝要であります。若し傳染病が劇しく流行しなして、近隣から續々患者が出る様な場合には、凡ての食器も一旦煮沸した湯で洗ふ様にしなければなりません。

▲食料品に注意すること。傳染病は食料品からも傳染する事がありますから、傳染病流行の地方から来た食料品は、之を煮又は焼いて用ゐる方が安全であります、又蠅は傳染病の媒介をするものでありますから、之を驅除し食物に蝟集せぬ様に注意せねばなりません、總ての病毒は高熱を加へることによつて無害にすることが出来ますから、充分に煮るとか焼くとかすれば安心して食べられます。

▲傳染病患者に接近した時の注意。若し止むを得ず傳染病患者の傍に行き患者、又は其の排泄物（咯痰、尿、糞便等）に觸れた時には、よく消毒する必要があります、総じて手指の消毒は石鹼と湯とで充分に洗滌することが大切であります、併し千倍の昇汞水、五十倍の石炭酸水、又は酒精で消毒すれば尙安全でありますから、傳染病の流行する時には、醫師、又は藥種店から此等の消毒薬を買求めて、備へて置く事は最も結構な方法であります。衣服等に汚物が附著したと思ふ時は、早速之を着換へ、もとの衣服は沸騰せる湯をかけて、充分に洗滌することが肝要であります。▲瘡痘流行時の注意。種痘は痘瘡の豫防には最も大切なものであります、併し其効力は何時迄も持續するものではありませんから、痘瘡流行の際には此迄何回も種痘した人でも、更に種痘する方が安全であります。

●傳染病の流行する時でも、凡ての人か之に罹る譯ではなく、之に罹る人と罹らぬ人とがあります。

一般に平素壯健な人は之に罹る事が少いのであります。其故身體を強健にする事は平素に於ても大切なこととありますが、傳染病の流行する時には殊更大切な事であり、例へば赤痢や虎列刺の微菌が少し位る身體の中へ入り込みましても其の人か元來胃腸の強健な人でありますれば、其れ等の微菌は死滅して疾病とならぬこともありますけれども、之れと反對に平素胃腸の弱い人でありますれば極少しの微菌でも直ちに繁殖して疾病を惹き起す事となりますから、傳染病を豫防する上に於て、身體の健全と云ふ事は何よりも大切なこととあります。

●傳染病の流行する時は殊に各自衛生を重んじ、之れが豫防方法を講ずる事は大切な事でありますが、尤も無暗に之を恐怖する事は反つて害がありますから之れも注意せねばなりません。

◎簡易生命保險案内

(逓信省編)

生命保險と云ふのは平素少し宛の保險料を掛けて置いて、契約事故の起つた場合に契約の保險金額を受取れる仕組であります。

簡易生命保險は、保險金額を小さくし、保險料を月掛にし、申込の際醫師の診査をしない方法ですが、暇の無い人や、一時に纏まつた金を出し兼ねる人でも、容易に加入出来るのであります。此保險には終身保險、養老保險の二種類があります。終身保險は被保險者が何時死亡しても其死亡した時に保險金を支拂ひます。養老保險は、生存中に契約の年限が来た時、又は夫れで何時死亡しても其死亡した時に、保險金を支拂ひます。

被保險者となる事が出来るのは、申込の際年齢十二歳以上六十歳迄の人です。

保險金額は二十圓以上二百五十圓迄です。

保險契約を申込れる場合には「保險申込書」を郵便局から差上げますから、之れに夫々の事項を記入して第一回保險料を添へて郵便局に差出されるか、又は派出吏員に渡して下さい。尙被保險者が以前に重患に罹つたり、又は現に身體に重い故障がある様などは、其模様を簡單に、右の申込書に記入し

○此の表に、終身保険の部に、終身拂込とか、十年拂込とかあるのは、保険料を終身間に掛けるとか十年間に掛け切るとかの意味、わかります。

年齢	終身	十年	十五年	二十年	十年満期	十五年満期	二十年満期	二十五年満期	三十年満期	三十五年満期	四十年満期
六〇	二二〇	九〇	一〇〇	一一〇	八二						
五九	二二六	九三	一〇三	一一三	八三						
五八	二三二	九六	一〇六	一一六	八五						
五七	二三九	九九	一一〇	一二〇	八七						
五六	二四六	一〇二	一一三	一二三	八八						
五五	二五三	一〇五	一一六	一二六	八九						
五四	二六一	一〇八	一二〇	一二九	九一						
五三	二六九	一一一	一二三	一三二	九二						
五二	二七七	一一五	一二七	一三六	九三						
五一	二八五	一二〇	一三二	一四一	九四						
五〇	二九三	一二五	一三七	一四六	九六						
四九	三〇二	一三〇	一四二	一五二	九七						
四八	三一〇	一三五	一四八	一五八	九八						
四七	三一八	一四〇	一五五	一六五	九九						
四六	三二七	一四五	一六二	一七二	一〇〇						
四五	三三六	一五〇	一七〇	一八〇	一〇〇						
四四	三四五	一五五	一七八	一九〇	一〇一						
四三	三五五	一六〇	一八七	一九九	一〇二						
四二	三六五	一六五	一九七	二〇九	一〇三						
四一	三七五	一七〇	二〇七	二一八	一〇四						
四〇	三八五	一七五	二一七	二二八	一〇五						
三九	三九〇	一八〇	二二六	二三九	一〇六						
三八	三九六	一八五	二三六	二四九	一〇七						
三七	四〇二	一九〇	二四六	二六〇	一〇八						
三六	四〇九	一九五	二五七	二七〇	一〇九						

年齢	終身	十年	十五年	二十年	十年満期	十五年満期	二十年満期	二十五年満期	三十年満期	三十五年満期	四十年満期
二二	六二二	二六六	三五五	四二二	一〇四	一五九	二二二	二八七	三五八	四二二	四七九
二一	六〇三	二五九	三四五	四一三	一〇五	一六〇	二二三	二八八	三五九	四二三	四八〇
二〇	五八六	二五三	三三五	四〇六	一〇六	一六一	二二四	二八九	三六〇	四二四	四八七
一九	五六九	二四六	三二六	三八九	一〇七	一六二	二二五	二九〇	三六一	四二五	四九四
一八	五五四	二四〇	三二〇	三八三	一〇八	一六三	二二六	二九一	三六二	四二六	五〇一
一七	五四〇	二三三	三一三	三七六	一〇九	一六四	二二七	二九二	三六三	四二七	五〇八
一六	五二六	二二六	三〇六	三七〇	一一〇	一六五	二二八	二九三	三六四	四二八	五一五
一五	五一二	二二〇	二九九	三六四	一一一	一六六	二二九	二九四	三六五	四二九	五二二
一四	四九九	二一四	二九三	三五八	一一二	一六七	二三〇	二九五	三六六	四三〇	五二九
一三	四八七	二〇八	二八七	三五二	一一三	一六八	二三一	二九六	三六七	四三一	五三六
一二	四七五	二〇二	二八〇	三四六	一一四	一六九	二三二	二九七	三六八	四三二	五四三
一一	四六三	一九六	二七四	三四〇	一一五	一七〇	二三三	二九八	三六九	四三三	五五〇
一〇	四五二	一九〇	二六八	三三四	一一六	一七一	二三四	二九九	三七〇	四三四	五五七
九	四四一	一八四	二六二	三二八	一一七	一七二	二三五	三〇〇	三七一	四三五	五六四
八	四三〇	一七八	二五六	三二二	一一八	一七三	二三六	三〇一	三七二	四三六	五七一
七	四二〇	一七二	二五〇	三一六	一一九	一七四	二三七	三〇二	三七三	四三七	五七八
六	四一〇	一六六	二四四	三一〇	一二〇	一七五	二三八	三〇三	三七四	四三八	五八五
五	四〇〇	一六〇	二三八	三〇四	一二一	一七六	二三九	三〇四	三七五	四三九	五九二
四	三九〇	一五五	二三二	二九八	一二二	一七七	二四〇	三〇五	三七六	四四〇	六〇〇
三	三八〇	一五〇	二二六	二九二	一二三	一七八	二四一	三〇六	三七七	四四一	六〇七
二	三七〇	一四五	二二〇	二八六	一二四	一七九	二四二	三〇七	三七八	四四二	六一四
一	三六〇	一四〇	二一四	二八〇	一二五	一八〇	二四三	三〇八	三七九	四四三	六二一

○養老保険の部に、十年満期とか、十五年満期とかあるのは、十年とか十五年とか経過したならば、契約が満了する意味であつて、保険料は其の満期間即ち十年とか十五年とかの間掛けるのであります。此保険では保険料を本位として、保険金額を算出します。保険料は月首十銭、二十銭、三十銭と云ふ様に十銭飛びに規定せられております。此の表には單に十銭の場合だけを掲げましたが、若し一圓ならば十銭の十倍として算出すれば直ぐ判ります。例へば二十一歳の人か三十年満期の養老保険に加入したとして、月額五十銭宛の保険料としましたら、三十三圓八拾五の五倍即ち百六十九圓の保険金額となります。尤も保険金額か二十圓に足らなかつたり又は二百五十圓を超えることは出来ません。

○表中に金額の書いて無いのは契約が出来ないのです。

○年齢の計算に就ては、十二歳と六十歳とは滞て敷へますが、其の他は生れた日から契約申込の日まで敷へ、若し一年に足らぬ端數ある場合には其の端數か七月以上なれば之を一年に切上げ、六月以下ならば之を切捨てます。例へば明治二十年十一月生れの人か大正六年四月に申込むとすると、二十九歳と六ヶ月になりすから、之を二十九歳として計算し、翌五月に申込とすれば二十九歳と七ヶ月になりますから三十歳として計算するの類です。

◎群馬縣郵便貯金狀況

大正六年三月 人口一人當金參圓拾八錢四厘
三十一日現在 額ケ人一人當金拾五圓貳錢四厘

西の方		東の方	
横綱	一〇、三九 高崎	前頭	三、四二
大關	九、五三 前橋	同	三、三三
關脇	五、九八 吉井	同	三、三三
小結	五、四六 藤岡	同	三、三三
前頭	五、一六 館林	同	三、三三
前頭	四、四二 前橋	同	三、三三
前頭	三、九七 横山町	同	三、三三
前頭	三、四七 松井田	同	三、三三
前頭	三、四七 鬼石	同	三、三三
横綱	一〇、三九 高崎	前頭	三、三三
大關	九、五三 前橋	同	三、三三
關脇	五、九八 吉井	同	三、三三
小結	五、四六 藤岡	同	三、三三
前頭	五、一六 館林	同	三、三三
前頭	四、四二 前橋	同	三、三三
前頭	三、九七 横山町	同	三、三三
前頭	三、四七 松井田	同	三、三三
前頭	三、四七 鬼石	同	三、三三
横綱	一〇、三九 高崎	前頭	三、三三
大關	九、五三 前橋	同	三、三三
關脇	五、九八 吉井	同	三、三三
小結	五、四六 藤岡	同	三、三三
前頭	五、一六 館林	同	三、三三
前頭	四、四二 前橋	同	三、三三
前頭	三、九七 横山町	同	三、三三
前頭	三、四七 松井田	同	三、三三
前頭	三、四七 鬼石	同	三、三三
横綱	一〇、三九 高崎	前頭	三、三三
大關	九、五三 前橋	同	三、三三
關脇	五、九八 吉井	同	三、三三
小結	五、四六 藤岡	同	三、三三
前頭	五、一六 館林	同	三、三三
前頭	四、四二 前橋	同	三、三三
前頭	三、九七 横山町	同	三、三三
前頭	三、四七 松井田	同	三、三三
前頭	三、四七 鬼石	同	三、三三
横綱	一〇、三九 高崎	前頭	三、三三
大關	九、五三 前橋	同	三、三三
關脇	五、九八 吉井	同	三、三三
小結	五、四六 藤岡	同	三、三三
前頭	五、一六 館林	同	三、三三
前頭	四、四二 前橋	同	三、三三
前頭	三、九七 横山町	同	三、三三
前頭	三、四七 松井田	同	三、三三
前頭	三、四七 鬼石	同	三、三三
横綱	一〇、三九 高崎	前頭	三、三三
大關	九、五三 前橋	同	三、三三
關脇	五、九八 吉井	同	三、三三
小結	五、四六 藤岡	同	三、三三
前頭	五、一六 館林	同	三、三三
前頭	四、四二 前橋	同	三、三三
前頭	三、九七 横山町	同	三、三三
前頭	三、四七 松井田	同	三、三三
前頭	三、四七 鬼石	同	三、三三
横綱	一〇、三九 高崎	前頭	三、三三
大關	九、五三 前橋	同	三、三三
關脇	五、九八 吉井	同	三、三三
小結	五、四六 藤岡	同	三、三三
前頭	五、一六 館林	同	三、三三
前頭	四、四二 前橋	同	三、三三
前頭	三、九七 横山町	同	三、三三
前頭	三、四七 松井田	同	三、三三
前頭	三、四七 鬼石	同	三、三三
横綱	一〇、三九 高崎	前頭	三、三三
大關	九、五三 前橋	同	三、三三
關脇	五、九八 吉井	同	三、三三
小結	五、四六 藤岡	同	三、三三
前頭	五、一六 館林	同	三、三三
前頭	四、四二 前橋	同	三、三三
前頭	三、九七 横山町	同	三、三三
前頭	三、四七 松井田	同	三、三三
前頭	三、四七 鬼石	同	三、三三

供御覧

貯金額ケ人總員 二十二万四千八百四十二人

